

福祉のお仕事

「福祉のお仕事」は、福祉人材センター・福祉人材バンクが運営する福祉分野の求人情報に関する日本最大のWEBサイトです。

- ▶ 求人や事業所情報を検索する
- ▶ 求職登録・求人登録をする
- ▶ 介護福祉士や保育士の届出をする



公式ホームページ

福祉の情報は熊本県社会福祉協議会のホームページからご覧いただけます。



LINE公式アカウント

イベント情報や福祉のお仕事に役立つ情報を配信しています。

@jys9642k



社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉人材・研修センター

開所日 月曜日～金曜日（但し、祝日・休日及び年末年始を除く）

受付時間 9:00～17:00

所在地 〒860-0842 熊本市中央区南千畑町3番7号
（熊本県総合福祉センター 4階）

問合せ TEL 096-322-8077 FAX 096-324-5464

アドレス E-mail : jinzai@kumashakyo.jp
H P : www.fukushi-kumamoto.or.jp

- アクセス
- バス・・・各社白川公園前下車徒歩 5分
 - 市電・・・水道町電停から徒歩 10分
 - J R・・・熊本駅からタクシー 20分

※お車でのお越しの方は、センターの駐車場が利用できませんが、台数に限りがありますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。



熊本県内で **社会福祉士** として働きたい方へ

修学費用を お貸しします

返還免除
制度あり

● 令和7年度 熊本県社会福祉士修学資金貸付事業 ●

社会福祉士養成施設に在学し、卒業後、熊本県内において福祉に関する相談援助業務等に従事しようとする方に対し、修学資金を貸し付ける事業です。

申請期間

令和7年
4月1日(火)から
5月16日(金)まで
【当日消印有効】

※申請書類は養成施設に提出してください。
提出締切日等詳しくは、各養成施設へお問合せください。



対象となる要件を満たし 審査で認められた方に
以下の費用を無利子でお貸しします



+生活費加算あり (生活費加算は生活保護受給世帯、またはそれに準じる世帯が対象です。詳しくはお問い合わせください。)

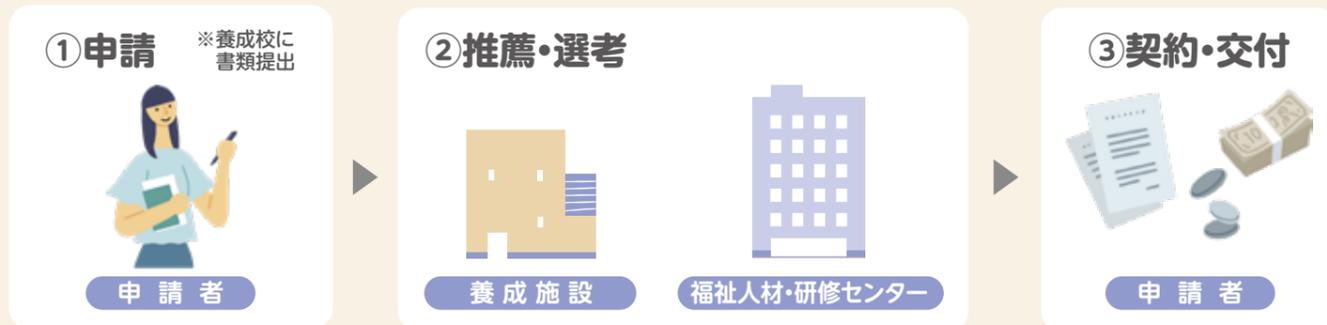


貸付の一例 ※1年6か月課程1年生のモデルケース



※各年次で年間分を一括交付

申請から交付までの流れ



【ご用意いただくもの】
・生計を同一にする者(世帯員)全員の住民票
・生計を同一にする者(世帯員)全員の所得・課税証明書
・連帯保証人の所得・課税証明書
・自己推薦書 など

養成施設は、申請者の学業成績や学習態度、修学の継続性、資格取得における養成施設の指導方針等を評価し、推薦します。

福祉人材・研修センターは、申請書類を審査し、貸付の可否を決定。申請の選考結果は、養成施設を経由して申請者に通知されます。

【ご用意いただくもの】
・印鑑登録証明書
・振込口座の通帳 など

貸付の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります

対象となる要件

- ✓ 養成施設を卒業後、熊本県内で福祉に関する相談援助業務等に従事しようとする方
 - ✓ 原則として熊本県内に住民登録をしている方
 - ✓ 優秀な学生であると在学する養成施設が推薦する方
 - ✓ 家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方
 - ✓ 国庫補助等が含まれる他の貸付や給付制度を利用していない方
- ※上記全てを満たす必要があります。



奨学金等の併用 併用して貸付を受けられる場合と受けられない場合があります

併用ができるもの	併用ができないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構貸与型奨学金 ・あしなが育英会奨学金 ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付 ・高等職業訓練促進給付金 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の修学資金貸付制度 ・生活福祉資金貸付制度 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 ・熊本県育英資金 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 など

日本学生支援機構「高等教育の修学支援新制度」との併用について

「授業料等減免」および「給付型奨学金」の支給を受ける場合は、下記の取り扱いとなります

		社会福祉士修学資金貸付制度			
		修学資金	入学準備金	就職準備金	生活費加算
高等教育の修学支援新制度	授業料等減免	△(差額支給)	△(差額支給)	—	—
	給付型奨学金	—	—	○(併用可)	×(併用不可)

「高等教育の修学支援新制度」を優先して適用するため、授業料等減免の金額決定後に修学資金の貸付けを行います。
そのため通常より送金に時間がかかります。

貸付金の返還について

返還免除

- 次の全ての要件を満たした場合、貸付金の返還が免除されます。
- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の登録を行うこと。
 - ② 熊本県内で、厚生労働省が定める相談援助業務等(※1)に従事すること。
 - ③ 5年間(過疎地は3年間)継続して従事すること。
 - ④ 当該業務に従事していることを毎年証明し、その他住居の変更等があれば、その都度届出を行うこと。
 - ⑤ ③の期間を満了後、返還免除の申請を行うこと。

※1 対象施設の一例
●老人福祉関係:特別養護老人ホーム/通所介護事業所(デイサービス)/訪問介護事業所(ホームヘルプ)など
●障がい福祉関係:障がい者支援施設/共同生活援助(グループホーム)/就労継続支援 など

返 還

次のいずれかに該当する場合には、貸付金を返還しなければなりません。

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に社会福祉士の登録をしなかったとき。
- ② 熊本県内において、厚生労働省が定める相談援助業務等に従事しなかったとき。
- ③ 熊本県内において、厚生労働省が定める相談援助業務等に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 所定の届出義務を怠ったとき。

返還方法:一括または月賦(貸付期間の2倍に相当する期間を上限とする。)
※月賦返還のモデルケース
○1年6か月課程で85万円貸付の場合:最長36回払い
月々約23,000円 ×36回払い ▶ 3年で完済